

## 児童虐待防止対策について

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳未満）に対して右図のとおり行うものです。



- 身体的虐待  
殴る、蹴る、やけどを負わせる、縛るなど生命に危害を及ぼす行為をいいます。



- 性的虐待  
児童に対するわいせつな行為で、性的行為を見せたり、裸の写真を撮ったりする行為も含まれます。



- ネグレクト  
食事を与えなかったり、家や車の中に置き去りにする行為などです。育児放棄や育児怠慢ともいいます。



- 心理的虐待  
言葉により脅かしたり、無視するなど子どもに心的外傷を与える行為をいいます。  
子どもの目の前で他の家族などに暴力を振るう行為も含まれます。

「児童虐待かも!?」と思ったら、警察や  
児童相談所に通報を!

- 子どもが泣き叫ぶ声や大人の怒鳴り声が聞こえる。
- 子どもに不自然な傷や打撲の痕がある。
- 子どもの服や体がいつも汚れている。
- 夜中に子どもが1人で歩いている。
- 車内に子どもだけ残されている。



県警ホームページ

## 犯罪被害者等支援広報啓発強化について

本年は、11月1日から12月1日までを「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」として、集中的に広報啓発活動を行います。



### 性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」について

性犯罪被害者は、精神的なダメージ等から、警察への被害申告をためらうことも多く、性犯罪被害は特に潜在化しやすい犯罪です。

性犯罪・性暴力の被害を受けた方が相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」が導入されています。栃木県内で「#8103」にかけると、警察本部の性犯罪被害者相談電話（0120-363-339）につながります。

この相談電話は、

- 被害の届け出を迷っている段階でも相談できます。
- 性別・年齢にかかわらず相談できます。
- 匿名でも相談でき、相談者の秘密は守られます。

となっています。